

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 禁止期間

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流 300 メートルから基線の下流 300 メートルまでの福岡県の区域

3 指示の有効期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで